

四半期報告書

(第41期第3四半期)

株式会社ルネサンス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	7
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	14
第4 【経理の状況】	15
1 【四半期連結財務諸表】	16
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月13日

【四半期会計期間】 第41期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)

【会社名】 株式会社ルネサンス

【英訳名】 RENAISSANCE, INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 03(5600)7811

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【最寄りの連絡場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【電話番号】 03(5600)7811

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第40期 第3四半期 連結累計期間	第41期 第3四半期 連結累計期間	第40期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年12月31日	自 2022年4月1日 至 2022年12月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	27,505,715	30,312,830	37,120,078
経常利益 (千円)	468,765	229,054	632,946
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (千円)	485,144	12,568	513,568
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	450,725	△26,916	442,781
純資産額 (千円)	10,329,880	10,143,913	10,321,936
総資産額 (千円)	40,311,870	41,115,126	38,189,042
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	25.68	0.67	27.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	25.6	24.7	27.0

回次	第40期 第3四半期 連結会計期間	第41期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	自 2022年10月1日 至 2022年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	30.11	0.33

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社と株式会社BEACH TOWN及びRENAISSANCE VIETNAM INC.）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（2022年4月1日～2022年12月31日）においては、スポーツクラブにおける新規入会者数が順調に推移したこと等から、売上高は概ね計画通りの水準で推移しました。一方で、資源価格の高騰等により光熱費単価が上昇し、経費支出が想定を上回りました。この結果、当第3四半期連結累計期間は、売上高303億12百万円（前年同期比10.2%増）、営業利益4億98百万円（前年同期比31.4%減）、経常利益2億29百万円（前年同期比51.1%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益12百万円（前年同期比97.4%減）となりました。なお、上記の数値には、8月に2施設、11月に1施設開業した総合型スポーツクラブの開業費用約4億円等を含んでおります。

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます。）に伴う行動制限及び入国制限の緩和により人流が増加し、景気回復の兆しが見え始めました。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や資源・原材料価格の高騰、円安の進行による物価上昇等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社グループは「生きがい創造企業」という企業理念のもと、「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」を長期ビジョンに掲げ、人生100年時代の到来とともに重要性が高まる、生涯現役で働くための健康維持・増進や、医療費等の社会保障費の抑制につながる「治療から予防へ」の取り組みを通じ、健康長寿社会の実現及び地域の社会課題の解決に取り組んでまいりました。

スポーツクラブ事業では、プール、お風呂、サウナ等の総合型スポーツクラブならではのアイテムを訴求し、好評をいただいた結果、フィットネス会員の新規入会者数が好調に推移し、当第3四半期連結会計期間末の在籍会員数は、370,173名（うちオンライン会員数32,818名）（前年同期比12.7%増）となりました。また、10の既存施設におけるジムのフリーウェイトゾーンの拡充を中心としたリニューアルの実施や、少人数制のフィットネススクール会員を対象に、会員同士が交流できるファンコミュニティサイト「RENAISSANCEColors（ルネサンスカラーズ）」をトライアルで立ち上げるなど、お客様にとっての価値向上に取り組んでまいりました。一方、政府の節電要請を受け、夏季（7月～9月）及び冬季（12月～3月予定）において、節電対策を講じてまいりましたが、資源価格の高騰による光熱費の上昇は想定を上回る結果となりました。なお、当第3四半期連結累計期間においては、8月に「スポーツクラブ ルネサンス・イオンタウンふじみ野24」（埼玉県ふじみ野市）と「スポーツクラブ ルネサンス 海老名ビナガーデンズ24」（神奈川県海老名市）、11月に「スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24」（神奈川県横浜市）の、総合型スポーツクラブ3施設を開業いたしました。

介護リハビリ事業では、リハビリ特化型デイサービス「元氣ジム」のFC加盟店の拡大に向けた営業及び支援体制の強化を行い、当第3四半期連結累計期間において3施設を新規開設しました。同直営施設については、12月に脳卒中特化型通所介護施設「ルネサンス リハビリセンター蒔田」及び訪問看護ステーション「ルネサンス リハビリステーション蒔田」の2施設を開設しました。さらに2023年2月には、放課後等デイサービス「ルネサンス 元氣ジムJr. 蒔田」の開設を予定しております。これらの3施設については、「スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24」に併設しており、スポーツクラブと介護リハビリ施設のシナジーを高めながら、地域の皆さまの健康づくりに貢献してまいります。

また、他社の介護事業施設への支援として、SOMPOケア株式会社（東京都品川区）が運営する介護施設及び介護事業所70か所以上を繋いでオンラインでの体操教室を実施し、入居者様や利用者様のコロナ禍における機能低下の防止に取り組んでまいりました。

さらに、当社がこれまで取り組んできた運動プログラム及び個別機能訓練加算並びに口腔機能向上加算の取得ノウハウを、他の通所介護施設に向けて提供する新たなサービス「R-Smart」の販売を、10月より開始しました。本サービスを通じて、通所介護施設の利用者の身体機能向上による顧客満足度向上の促進と業務効率化による介護施設に勤務する職員の満足度向上を目指してまいります。

企業・健康保険組合に向けた事業では、オンラインレッスンサービス「RENAISSANCE Online Livestream（以下、「ROL」といいます。）」において、レッスンの増設や新たなプログラムの導入並びに定員数の拡大を行い、より多くの方が場所を問わず気軽に健康づくりができるよう、サービスの拡充に取り組んでまいりました。ROLは、当社スポーツクラブの会員に利用資格を無料で付帯しているほか、住友生命保険相互会社（大阪府大阪市中央区）が販売する健康増進型保険”住友生命「Vitality」”会員のROL利用者の増加や、10月より新たに大同生命保険株式会社（大阪府大阪市西区）の中小企業向け健康経営総合支援ツール「KENCO SUPPORT PROGRAM」へROLの提供を開始するなど、企業・健康保険組合に向けて事業を拡大しております。また、法人向けサービスとしては、新たなプログラム「転倒災害予防のための『からだチェック&エクササイズ』」の提供を9月より開始し、企業の従業員が安全に働ける環境や身体づくり等、健康経営を支援する取り組みを強化しております。

11月には、当社が事務局企業を務める、健康経営会議10周年記念事業「健康経営会議2022」を開催し、申し込みが1,000名を超え、765名（572社）に参加いただきました。10周年記念セミナーでは、一橋大学CFO教育研究センター長伊藤邦雄氏、NPO法人健康経営研究会 理事長 岡田邦夫氏、経済産業省 商務・サービス審議官 茂木正氏を講師として迎え、人的資本経営の観点からの健康経営の必要性について、活発な議論を行いました。引き続き企業における健康経営の実践を広く普及し、日本の健康寿命の延伸を積極的に支援してまいります。

自治体に向けた事業では、総務省が支援する「地域活性化起業人制度」等を通じて16の自治体へ当社従業員を派遣し、地域が抱える健康課題の解決、派遣先自治体のPR、派遣先となる拠点施設における健康に関する住民の支援に係る企画等に取り組んでおります。また、スポーツクラブ周辺の自治体に向けて、一般介護予防教室の実施や地域の介護予防活動の支援に取り組み、主にシニアの方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためのサポートを行っております。

ベトナム国におけるスポーツクラブ事業においては、ベトナム政府のwithコロナ政策と本感染症の状況の改善に伴い、消費活動が活発化しております。ハノイ市及びビンズオン省の2施設ともに、当第3四半期連結累計期間における新規入会者数及び在籍会員数は順調に推移しました。

当第3四半期連結累計期間においては、下表の施設を新規出店、退店した結果、株式会社BEACH TOWNの施設を含む当第3四半期連結会計期間末の当社グループの施設数は、スポーツクラブ130施設（直営105施設、業務受託23施設、ルネサンス ベトナム2施設）、スタジオ業態2施設、介護リハビリ41施設（直営31施設、フランチャイズ10施設）、アウトドアフィットネス16施設（直営6施設、業務受託10施設）の計189施設となりました。

出店・開設時期	施設名	施設形態
2022年5月	ルネサンス ケアステーション戸塚（神奈川県横浜市）	介護リハビリ（直営）
2022年5月	ルネサンス 元氣ジム大泉学園（東京都練馬区）	介護リハビリ（FC）
2022年5月	ATHLETA ATHLETIC CLUB（東京都墨田区）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2022年6月	BEACHTOWN HIBIYA PARK（東京都千代田区）	アウトドアフィットネス（直営）
2022年7月	ルネサンス 元氣ジムいわき中央台（福島県いわき市）	介護リハビリ（FC）
2022年8月	スポーツクラブ ルネサンス・イオンタウンふじみ野24（埼玉県ふじみ野市）	スポーツクラブ
2022年8月	スポーツクラブ ルネサンス 海老名ビナガーデンズ24（神奈川県海老名市）	スポーツクラブ
2022年9月	ルネサンス 元氣ジム鹿児島中央（鹿児島県鹿児島市）	介護リハビリ（FC）
2022年11月	スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24（神奈川県横浜市）	スポーツクラブ
2022年12月	ルネサンス リハビリセンター蒔田（同上）※	介護リハビリ（直営）
2022年12月	ルネサンス リハビリステーション蒔田（同上）※	介護リハビリ（直営）
退店・受託終了時期	施設名	施設形態
2022年6月末	ドゥミ ルネサンス ライブストリームスタジオ池袋東口店（東京都豊島区）	スタジオ業態（新業態）
2022年6月末	フィットネススタジオ ルネサンス 五反田（東京都品川区）	スタジオ業態（新業態）
2022年7月末	Community Park KOBE（兵庫県神戸市）	アウトドアフィットネス（直営）
2022年8月末	スポーツクラブ ルネサンス 海老名（神奈川県海老名市）	スポーツクラブ（業務受託）
2022年9月末	リーヴ新百合ヶ丘フットサルクラブ（神奈川県川崎市）	その他（業務受託）

また、第4四半期連結会計期間以降は、下表の施設の新規開設を予定しております。

出店・開設時期	施設名	施設形態
2023年2月	ルネサンス 元氣ジムJr. 蒔田（神奈川県横浜市）※	介護リハビリ（直営）
2023年4月	BEACHTOWN OND PARK（佐賀県武雄市）	アウトドアフィットネス（業務受託）
2023年夏	スポーツクラブ&スパ ルネサンス 今里24（仮称）（大阪府大阪市）	スポーツクラブ
2023年夏	スポーツクラブ ルネサンス 仙台卸町24（仮称）（宮城県仙台市）	スポーツクラブ
2023年秋	スポーツクラブ ルネサンス 光の森24（仮称）（熊本県菊陽町）	スポーツクラブ
2023年秋	スポーツクラブ ルネサンス・イオンモール座間24（仮称）（神奈川県座間市）	スポーツクラブ

※「スポーツクラブ ルネサンス 蒔田24」に併設

なお、2022年11月11日に公表の「第三者割当によるA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」及び「事業提携に関するお知らせ」のとおり、当社は、企業価値向上と持続的な成長に向けて、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社（以下、「アドバンテッジアドバイザーズ」といいます。）がサービスを提供しているファンドからの約50億円の資金調達及び同社との事業提携契約の締結を決議しました。同契約のもと、①事業ポートフォリオを踏まえた最適な経営・人員体制整備等の組織体制づくり、②スポーツクラブ事業の事業拡大・付加価値向上に向けた、開発体制強化・出店地域の拡大、及びDXを活用したオペレーション効率化・新規サービスの開発、③成長領域と位置付けるヘルスケア事業における介護リハビリ施設物件の開発体制を整備・強化することによる出店加速、④「健康」を軸とした、社会課題に対応する新規ビジネスへの挑戦、の4点を重点施策と位置づけ、優先すべきテーマとして、スポーツクラブの収益性向上を目的としたDX

推進の取り組みを開始しております。今後さらに、コロナ禍によってダメージを受けたフィットネス業界の再編成を見据え、体制整備を行ってまいります。

なお、2023年1月20日開催の臨時株主総会において、「定款の一部変更」及び「第三者割当によるA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行の件」について、決議しております。

《新設会社「株式会社東急スポーツオアシス」への資本参加に関して》

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、東急不動産株式会社の子会社である株式会社東急スポーツオアシス（以下、「東急スポーツオアシス」といいます。）のフィットネス運営、ホームフィットネス、スポーツ施設の管理運営受託及びデジタルヘルスデザインの各事業を会社分割により承継する新設会社（以下、「新東急スポーツオアシス」といいます。）の株式の一部（40.0%）を、2023年3月31日付で取得すること（以下、「本資本参加」といいます。）を決議しました。

当社は、「わたしたちルネサンスは『生きがい創造企業』としてお客様に健康で快適なライフスタイルを提案します。」という企業理念のもと、国内に直営107店舗（2023年1月末現在）展開するフィットネスクラブ、スイミング・テニス・ゴルフスクール等のスポーツクラブ事業を中核としながら、自治体や企業等での健康づくり事業、介護リハビリ事業をはじめ、健康をキーワードに多様な事業を展開しております。さらに、これらの事業に「オンライン」、「デジタルコミュニケーション」等の価値を付加し、新たな健康づくりの機会とサービスの提供に取り組んでおります。

東急スポーツオアシスは、1985年に東急不動産の子会社として設立され、首都圏及び関西圏を中心に32店舗（2023年1月末現在）を展開する会員制フィットネスクラブ「東急スポーツオアシス」の運営を中核として業容を拡大してきました。近年では、社会全体の健康に対する関心の高まりを受け、企業ミッションとして「Well-being First!」を掲げ、フィットネスクラブの運営に留まらないウェルビーイング総合カンパニーを目指し、フィットネス関連商品の開発及び販売、アプリ等のデジタルツールを通じたエクササイズ機会の提供等の新たなサービスにより、健康に関心のあるあらゆる方々を対象とした幅広い事業展開を進めております。

当社と目指す方向性が近く、フィットネス業界において、ホームフィットネス及びデジタルヘルスデザイン事業のトップランナーであり、豊富なデジタルコンテンツ及びコンテンツ開発力等、当社と補完関係にある事業を有する新東急スポーツオアシスとパートナーシップを結ぶことは、お客さまへの付加価値提供の強化ひいてはフィットネス業界という括りを超えた、より多世代、多様な方々の健康課題の解決のサポートが実現可能になると判断し、本資本参加を実施することといたしました。

本資本参加以降は、新東急スポーツオアシスと当社の合算で国内に直営約140店舗の規模を有する、フィットネス業界において売上で最大規模の企業グループとなります。今後、両社のリソースやノウハウを相互活用し、事業の再成長と業界の発展に寄与してまいります。詳細は、第41期第3四半期報告書（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）の「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 重要な後発事象」をご参照ください。

当社グループの報告セグメントは「スポーツクラブ運営事業」のみであるため、セグメントごとの業績については記載しておりません。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ29億26百万円増加し、411億15百万円となりました。これは主にリース資産が増加したこと等により固定資産合計29億11百万円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ31億4百万円増加し、309億71百万円となりました。これは主に短期借入金が増加したこと等により流動負債合計が10億16百万円増加した他、リース債務が増加したこと等により固定負債合計が20億87百万円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ1億78百万円減少し、101億43百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純利益12百万円を計上したこと、配当金1億51百万円を支払ったことにより利益剰余金が1億38百万円減少したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社は、会員制フィットネスクラブやスクール等のスポーツクラブ事業等、主に施設に来館いただくことを前提とした施設産業を中心に、介護リハビリ事業、企業・保険者向け事業及び自治体向け事業等、社会課題を解決する事業を複数展開しております。さらに、これらの事業に「オンライン」、「デジタルコミュニケーション」等の価値を付加し、新たな健康づくりの機会とサービスの提供を通じて、当社が長期ビジョンとして掲げる「人生100年時代を豊かにする健康のソリューションカンパニー」の実現に向けて取り組んでおります。引き続きコーポレートガバナンスの更なる充実を図るとともに、健康で安心な社会を目指し、全てのステークホルダーの「生きがい創造」に貢献するために、持続的に企業価値向上に努めてまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

(事業提携)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において以下の契約を締結することを決議し、同日付にて締結いたしました。

会社名	契約の名称	契約内容	契約期間
アドバンテッジアドバイザーズ株式会社	事業提携契約書	当社の企業価値向上の実現を目的とした諸施策の検討とノウハウの提供等による事業提携の実施	自 2022年11月11日 至 2026年1月31日 または資本提携終了日のいずれか早く到来する日まで※

※「資本提携終了日」とは、AAGS S3, L.P. (以下「AAGS S3」といいます。)がA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回新株予約権又はこれらを転換若しくは行使して取得する当社の株式のいずれも保有しないこととなる日をいいます。

(第三者割当による種類株式、新株予約権付社債及び新株予約権の発行)

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当の方法によりAAGS S3にA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を実施することについて決議いたしました。また、同日付にてAAGS S3との間で、本第三者割当に係る引受契約を締結し、2023年1月31日に払込が完了いたしました。

詳細につきましては、当社の第41期第2四半期報告書(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)の「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 重要な後発事象」及び第41期第3四半期報告書(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日)の「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 重要な後発事象」をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	52,400,000
計	52,400,000

(注) 2023年1月20日開催の臨時株主総会決議により、2023年1月20日付でA種種類株式発行に伴う定款変更が行われ、A種種類株式の発行可能株式総数を2,092,000株と決めました。なお、当社定款に定める発行可能種類株式総数の合計は52,400,000株であり、普通株式の発行可能株式総数52,400,000株とA種種類株式の発行可能株式総数2,092,000株の合計が54,492,000株となり、52,400,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることについては、会社法上要求されていません。

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,379,000	21,379,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。(注2)
A種種類株式	—	2,092,000	非上場	単元株式数は100株であります。(注3)
計	21,379,000	23,471,000	—	—

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2023年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含めていません。
2. 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式です。
3. A種種類株式の内容は以下の通りです。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。）に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、956円（以下、本(注)3において「払込金額相当額」という。）に、年率1.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2023年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当（下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利1.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われなものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

3. 議決権

- (1) A種種類株主は、当社の株主総会及びA種種類株主を構成員とする種類株主総会においてA種種類株式100株につき1個の議決権を有する。
- (2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本(注)3において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本(注)3において「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、本(注)3において「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本(注)3において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本(注)3において「普通株式対価取得請求日」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数（以下、本(注)3において「交付株式数」という。）は、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初956円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式報酬制度に基づき当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員その他の役員又は従業員に普通株式を発行又は処分する場合、株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「新株発行等による取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。新株発行等による取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本④に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、新株発行等による取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本⑤に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。
- ⑥ (i) 以下に定める特別配当の支払を実施する場合、次の算式（以下「特別配当による取得価額調整式」といい、新株発行等による取得価額調整式と併せて「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{普通株式1株当たりの時価} - \text{普通株式1株当たりの特別配当}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

「普通株式1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における交付株式数で除した金額をいう。普通株式1株当たりの特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (ii) 「特別配当」とは、各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における交付株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、払込金額（金956円）を当初の取得価額で除して得られる数値（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に35を乗じた金額とする。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、A種類株主と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。
- (iii) 特別配当による取得価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、新株発行等による取得価額調整式の場合には調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）又は特別配当による取得価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日、にそれぞれ先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及び新株予約権付社債の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所
- | | |
|---------------|-------------------|
| 株主名簿管理人事務取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 |
| | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| | 証券代行部 |
- (6) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (7) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
6. 金銭を対価とする取得条項
当社は、A種種類株式の発行日から5年後の応当日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、本(注)3において「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、本(注)3において「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得すると引換えに、金銭対価償還日における(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。
7. 譲渡制限
A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年12月31日	—	21,379,000	—	2,210,380	—	2,146,804

(注) 2023年1月31日にA種種類株式の発行により、A種種類株式の発行済株式総数が2,092,000株増加しております。また、2023年1月31日にA種種類株式の発行に係る払込が完了したため、資本金及び資本準備金がそれぞれ999,976千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないことから、直前の基準日（2022年11月30日現在）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

2022年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,490,700	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,880,400	188,804	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 7,900	—	同上
発行済株式総数	21,379,000	—	—
総株主の議決権	—	188,804	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式6株が含まれています。

② 【自己株式等】

2022年11月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ルネサンス	東京都墨田区両国2丁目 10-14	2,490,700	—	2,490,700	11.65
計	—	2,490,700	—	2,490,700	11.65

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(2022年10月1日から2022年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2022年4月1日から2022年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,841,060	4,511,197
売掛金	1,051,987	1,041,286
商品	243,628	249,756
その他	1,546,070	1,896,654
貸倒引当金	△8,295	△9,372
流動資産合計	7,674,451	7,689,522
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,902,554	6,095,346
リース資産（純額）	9,075,334	11,198,034
その他（純額）	2,332,904	3,099,289
有形固定資産合計	17,310,793	20,392,670
無形固定資産	635,537	518,821
投資その他の資産		
敷金及び保証金	8,458,356	8,814,993
その他	4,109,903	3,699,118
投資その他の資産合計	12,568,260	12,514,112
固定資産合計	30,514,590	33,425,604
資産合計	38,189,042	41,115,126
負債の部		
流動負債		
買掛金	60,482	57,440
短期借入金	1,850,000	3,400,000
1年内返済予定の長期借入金	2,103,084	2,303,084
未払法人税等	332,476	92,564
賞与引当金	493,778	310,529
資産除去債務	25,846	53,784
その他	4,818,517	4,482,976
流動負債合計	9,684,185	10,700,378
固定負債		
長期借入金	4,874,805	4,302,492
リース債務	9,456,574	11,599,091
退職給付に係る負債	825,151	851,124
資産除去債務	1,308,481	1,352,407
その他	1,717,908	2,165,720
固定負債合計	18,182,920	20,270,835
負債合計	27,867,105	30,971,213

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2022年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,210,380	2,210,380
資本剰余金	4,813,515	4,813,515
利益剰余金	5,936,804	5,798,266
自己株式	△2,514,753	△2,514,753
株主資本合計	10,445,945	10,307,407
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,176	4,736
為替換算調整勘定	△95,557	△136,005
退職給付に係る調整累計額	△37,934	△32,226
その他の包括利益累計額合計	△127,316	△163,494
非支配株主持分	3,306	—
純資産合計	10,321,936	10,143,913
負債純資産合計	38,189,042	41,115,126

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自2022年4月1日 至2022年12月31日)
売上高	27,505,715	30,312,830
売上原価	25,213,550	28,137,724
売上総利益	2,292,165	2,175,105
販売費及び一般管理費	1,565,667	1,676,983
営業利益	726,497	498,121
営業外収益		
受取利息	7,280	6,749
為替差益	36,321	45,331
その他	41,843	37,960
営業外収益合計	85,445	90,041
営業外費用		
支払利息	281,327	335,610
その他	61,850	23,498
営業外費用合計	343,178	359,108
経常利益	468,765	229,054
特別利益		
固定資産売却益	326	360
雇用調整助成金	146,175	—
助成金収入	※1 428,092	—
特別利益合計	574,594	360
特別損失		
固定資産除却損	7,657	2,695
減損損失	1,930	46,520
店舗閉鎖損失	—	3,000
店舗休止損失	※2 395,452	—
その他	636	—
特別損失合計	405,676	52,215
税金等調整前四半期純利益	637,682	177,198
法人税、住民税及び事業税	60,834	66,200
法人税等調整額	91,704	101,736
法人税等合計	152,538	167,936
四半期純利益	485,144	9,261
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	—	△3,306
親会社株主に帰属する四半期純利益	485,144	12,568

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
四半期純利益	485,144	9,261
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△931	△1,439
為替換算調整勘定	△39,296	△40,447
退職給付に係る調整額	5,809	5,708
その他の包括利益合計	△34,418	△36,178
四半期包括利益	450,725	△26,916
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	450,725	△23,609
非支配株主に係る四半期包括利益	—	△3,306

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

※1 助成金収入

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言に伴い、地方自治体からの休業要請等に協力いたしました。これに伴い「大規模施設に対する協力金」が支給され、助成金収入として特別利益に計上しております。

※2 店舗休止損失

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を受けた地方自治体からの休業要請により、休業要請の対象となった一部施設を休業いたしました。これに伴い施設休業期間中に発生した固定費(人件費・賃借料・減価償却費等)を店舗休止損失として、特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
減価償却費	1,617,698千円	1,612,292千円
のれんの償却額	20,993千円	20,993千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年5月24日 取締役会	普通株式	37,776	2.00	2021年3月31日	2021年6月9日	利益剰余金
2021年11月8日 取締役会	普通株式	37,776	2.00	2021年9月30日	2021年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年5月20日 取締役会	普通株式	75,553	4.00	2022年3月31日	2022年6月8日	利益剰余金
2022年11月11日 取締役会	普通株式	75,553	4.00	2022年9月30日	2022年12月7日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントが「スポーツクラブ運営事業」のみであるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、「スポーツクラブ運営事業」のみであり、外部顧客への売上高を分解した情報は以下のとおりです。

前第3四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

区分		売上高(千円)
フィットネス部門合計		12,057,924
	スイミングスクール	6,590,969
	テニススクール	2,817,647
	その他スクール	820,603
スクール部門合計		10,229,220
プロショップ部門		596,400
その他の収入(注)		2,456,347
スポーツ施設売上高		25,339,893
業務受託		620,766
介護リハビリ		1,112,564
その他売上		432,491
顧客との契約から生じる収益		27,505,715
その他の収益		—
外部顧客への売上高		27,505,715

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

当第3四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年12月31日）

区分		売上高(千円)
フィットネス部門合計		13,242,784
	スイミングスクール	7,400,807
	テニススクール	2,963,481
	その他スクール	950,979
スクール部門合計		11,315,267
プロショップ部門		609,242
その他の収入(注)		2,826,121
スポーツ施設売上高		27,993,415
業務受託		522,682
介護リハビリ		1,237,359
その他売上		559,372
顧客との契約から生じる収益		30,312,830
その他の収益		—
外部顧客への売上高		30,312,830

(注)「その他の収入」は、スポーツクラブ施設に付帯する駐車場、プライベートロッカー等の収入であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年12月31日)
1株当たり四半期純利益	25.68円	0.67円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	485,144	12,568
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	485,144	12,568
普通株式の期中平均株式数(株)	18,888,294	18,888,294

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当による種類株式、新株予約権付社債及び新株予約権の発行)

当社は、第41期第2四半期報告書(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日)の「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 重要な後発事象」に記載のとおり、2023年1月20日開催の臨時株主総会において、第三者割当の方法によりAAGS S3, L.P. (以下、「AAGS S3」といいます。)にA種種類株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第2回新株予約権の発行を実施することについて決議し、以下のとおり払込手続きが完了いたしました。

(新株の発行)

当社は、2023年1月31日付けでAAGS S3を割当先とするA種種類株式を発行し、同日付けにて1,999,952千円の払込みを受けました。この結果、資本金が999,976千円、資本準備金が999,976千円増加し、本四半期報告書提出日時点において資本金が3,210,356千円、資本準備金が3,146,780千円となっております。

また、AAGS S3に2023年1月23日を割当日とした第2回新株予約権を発行し、2023年1月31日付けにて11,673千円の払い込みを受けました。この結果、新株予約権が11,673千円増加し、本四半期報告書提出日時点において新株予約権が11,673千円となっております。

(社債の発行)

当社は、AAGS S3に2023年1月23日を割当日とした第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、2023年1月31日付けにて1,499,988千円の払込みを受けました。この結果、社債が1,499,988千円増加し、本四半期報告書提出日時点において社債が1,499,988千円となっております。

(株式の取得)

当社は、2023年2月10日開催の取締役会において、東急不動産株式会社(以下、「東急不動産」といいます。)の子会社である株式会社東急スポーツオアシス(以下、「東急スポーツオアシス」といいます。)のフィットネス運営、ホームフィットネス、スポーツ施設の管理運営受託及びデジタルヘルスデザインの各事業を会社分割により承継する新設会社(以下、「新東急スポーツオアシス」といいます。)の株式の一部(40.0%)を、2023年3月31日付で取得すること(以下、「本資本参加」といいます。)を決議しました。資本参加の内容等につきましては、以下のとおりとなります。

なお、本資本参加に伴い、新東急スポーツオアシスは当社の持分法適用会社となりますが、東急不動産の子会社としての位置付けの変更はありません。

1. 資本参加の内容

① 異動前の所有株式数	0株
② 取得株式数	160株
③ 異動後の所有株式数	160株
④ 株式取得日	2023年3月31日(予定)
⑤ 株式取得後の出資比率	40%

※取得価額につきましては、当事者間の協議により非開示とさせていただきます。

2. 資本参加の相手先の概要(新設会社)

① 名称	株式会社東急スポーツオアシス
② 所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 山岸 通庸
④ 事業内容	会員制スポーツクラブの経営等
⑤ 資本金	100百万円
⑥ 設立年月日	2023年3月31日(予定)
⑦ 発行済株式数	400株
⑧ 決算期	3月
⑨ 大株主及び持株比率	東急不動産株式会社:60% 株式会社ルネサンス:40%

3. 日程

① 当社の取締役会決議日	2023年2月10日
② 本資本参加に関する契約書の締結日	2023年2月10日
③ 新東急スポーツオアシスの設立日	2023年3月31日（予定）
④ 当社の株式取得日	2023年3月31日（予定）

4. 今後の見通し

現時点において、本資本参加による当社の2023年3月期通期連結業績への影響は軽微であると見込んでおります。なお、2024年3月期通期連結業績への影響について、今後公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

2 【その他】

第41期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）中間配当については、2022年11月11日開催の取締役会において、2022年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議しました。

① 配当金の総額	75,553千円
② 1株当たりの金額	4円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2022年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年2月13日

株式会社ルネサンス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	中	康	宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	竹	貴	也

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ルネサンスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2022年10月1日から2022年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ルネサンス及び連結子会社の2022年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年2月13日

【会社名】 株式会社ルネサンス

【英訳名】 RENAISSANCE, INCORPORATED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡 本 利 治

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役常務執行役員最高財務責任者 安 澤 嘉 丞

【本店の所在の場所】 東京都墨田区両国二丁目10番14号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員岡本利治及び取締役常務執行役員最高財務責任者安澤嘉丞は、当社の第41期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

